議案第16号

鳥取県産業技術センター条例の一部改正について

次のとおり鳥取県産業技術センター条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、 本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例

鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改	正		後		改	正		前
別表	· 第1(第2条、第	5条関係)			別表	第1(第2条、第	5 条関係)		
1	施設使用料				1	施設使用料			
	区	分	単位	金額		区	分	単位	金額
	略					略			
	第5起業化支援	室				第5起業化支援	室		
	第6起業化支援室 第7起業化支援室 第8起業化支援室		1月につき	35, 910円		第6起業化支援	室		
						第7起業化支援	室	1月につき	<u>13, 500</u> ₽
					Į.	第8起業化支援	室		
	第9起業化支援室	室				第9起業化支援	室		ı
	第10起業化支援	室	1月につき	37, 240円		第10起業化支援	室	1月につき	<u>1</u> 4, 000 □
	第11起業化支援室					第11起業化支援	室		
	第12起業化支援室					第12起業化支援	室		
	第13起業化支援室					第13起業化支援	室		
	第14起業化支援室		- 1月につき	39, 900円		第14起業化支援	室	4 11) = - 3	15 0005
	第15起業化支援室 第16起業化支援室					第15起業化支援	室	1月につき	15,000円
						第16起業化支援			

第17起業化支援室			
第18起業化支援室			
第19起業化支援室	1月につき	35, 910円	
第20起業化支援室			
第21起業化支援室	1月につき	33, 250円	
第22起業化支援室			
第23起業化支援室	1月につき	34, 580円	
第24起業化支援室	1月につき	31,920円	
第25起業化支援室	1月につき	33, 250円	
第26起業化支援室	1月につき	35, 910円	
第1起業化支援実験室	使用面積1平方メート	1 990	
第2起業化支援実験室	ル当たり1 月につき	1, 330円	
第1産学官共同研究推進室	1月につき	78, 470円	
第2産学官共同研究推進室	1月につき	69, 160円	
第3産学官共同研究推進室	1月につき	37, 240円	
第1産学官共同研究実験室	使用面積1		
第2産学官共同研究実験室	平方メート ル当たり 1	1,330円	
第3産学官共同研究実験室	月につき		

第17起業化支援室			
第18起業化支援室			
第19起業化支援室	1月につき	13, 500円	
第20起業化支援室			
第21起業化支援室	1月につき	12,500円	
第22起業化支援室			
第1起業化支援実験室	使用面積1平方メート	T1003	
第2起業化支援実験室	ル当たり 1 月につき	500円	
第1産学官共同研究推進室	1月につき	29, 500円	
第2産学官共同研究推進室	1月につき	26,000円	
第3産学官共同研究推進室	1月につき	14,000円	
第1産学官共同研究実験室	使用面積1		
第2産学官共同研究実験室	平方メート ル当たり 1	500円	
第3産学官共同研究実験室	月につき		
1			

 略

 備考略

 2略

 2 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県産業技術センター条例(以下「現行条例」という。)第3条の許可を受けて開放施設等(現行 条例第2条第5号の開放施設等をいう。以下同じ。)を利用している者が引き続き開放施設等を利用する場合の使用料の額は、改正後の 鳥取県産業技術センター条例第3条及び別表第1の規定にかかわらず、当該許可の有効期間内に限り、なお従前の例による。